

大泉開発株式会社 行動計画

労働者が仕事と家庭生活を両立できるように雇用環境の整備を行い、すべての労働者がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 3 月 21 日 ～ 令和 11 年 3 月 20 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1 : 年次有給休暇の取得促進 (取得率 70%以上)

- 〈 対策 〉 ①年度初めに年次有給休暇取得計画書の提出を義務化
年間付与日数 12 日以下の労働者は 6 日以上
年間付与日数 14 日以上の労働者は付与日数の 50%以上
②新入社員への付与を 6ヶ月経過後 10 日→入社時 2 日、6ヶ月経過後 8 日とし、ゴールデンウィークや夏季休暇に付帯する休暇取得を可能にする
③連休や夏季・年末年始休業に付帯する複数日の取得推進を図る

目標 2 : 男性の子育て目的の休暇の取得推進

- 〈 対策 〉 ①子の看護休暇及び育児目的休暇の子の対象年齢を拡大し
小学校就学前→小学校 2 年生までとする
②幼稚園・保育園・学校行事に積極的に参加出来るよう休暇取得を呼びかける

目標 3 : 妊娠中の労働者の母性健康管理の徹底

- 〈 対策 〉 ①妊娠中の女性労働者が健康診査等を受診するために所定労働時間内に通院する場合、妊娠 23 週まで 4 週に 1 回、妊娠 24 週から 35 週まで 2 週に 1 回、36 週から出産まで 1 週に 1 回については有給とする